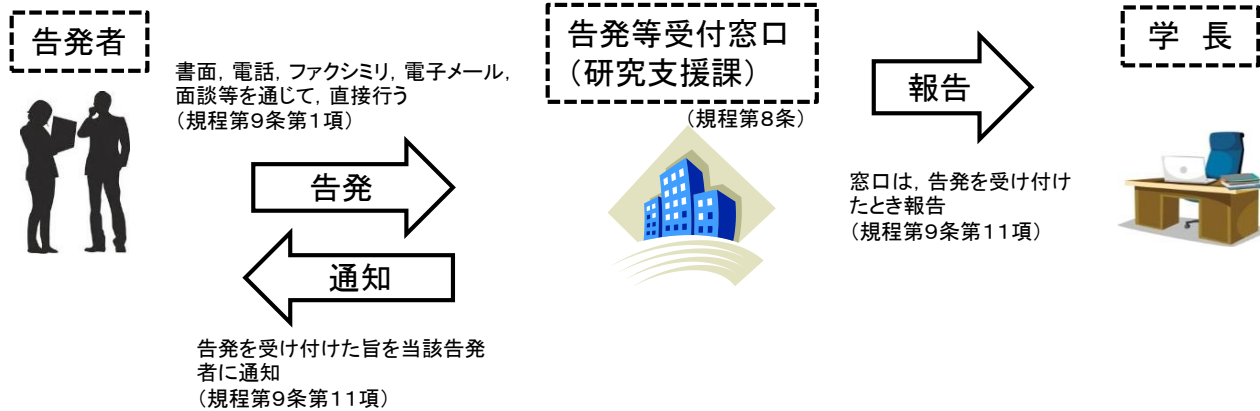
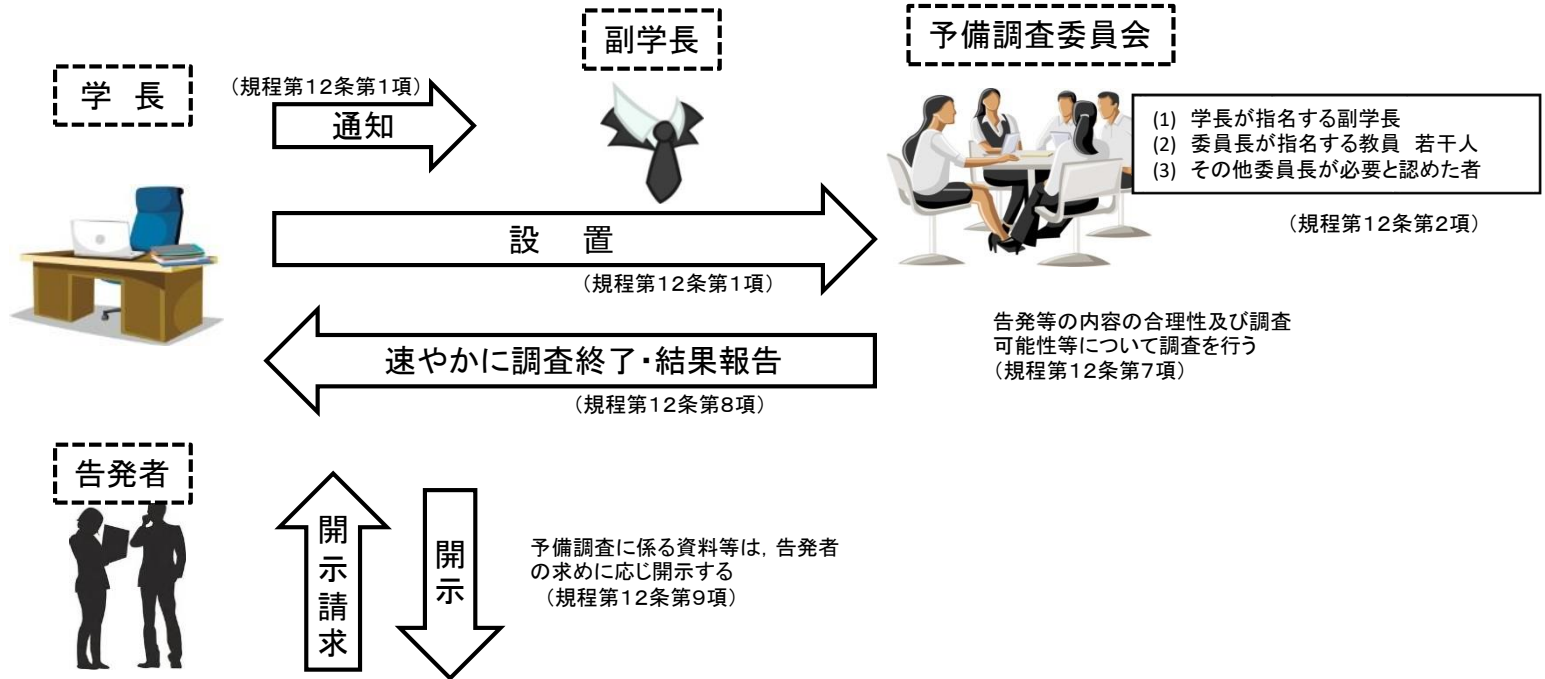
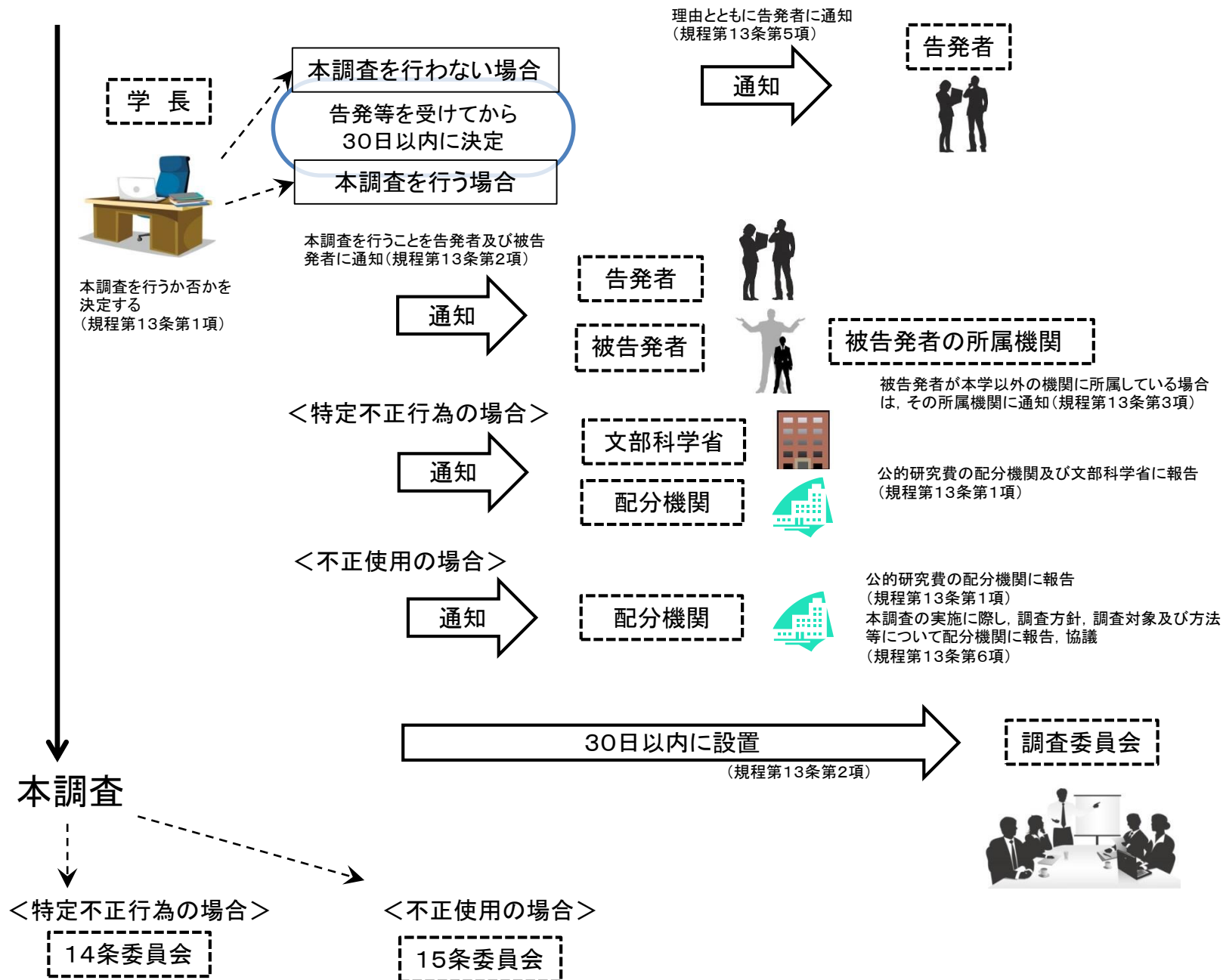


# 告発



# 予備調査





# 14条委員会

## <特定不正行為の場合>



- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 教育研究評議会の評議員のうちから学長が指名する者 2人
- (3) 学外の学識経験者  
(委員の総数の2分の1以上)
- (4) 事務局長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(規程第14条第1項)

委員に、調査及び審議事項に関係すると認められる者がいる場合は、その者は委員から除く  
(規程第11条)

委員の半数以上が出席し、かつ、第1項第3号の委員1人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。  
(規程第14条第6項)

150日  
以内に  
報告

(規程第17条第6項)

被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う  
(規程第16条)

被告発者の研究に係る論文や生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請を行うことができる。  
(規程第17条第2項)

学長



調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知(規程第17条第7項)

通知

告発者



被告発者



被告発者の所属機関

被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に通知(規程第17条第8項)

通知

配分機関



文部科学省



調査結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に通知(規程第17条第7項)

進捗状況報告  
中間報告

配分機関



調査が完了しない場合であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出  
(規程第17条第11項)

# 15条委員会

## <不正使用の場合>



- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 教育研究評議会の評議員のうちから学長が指名する者 2人
- (3) 学外の学識経験者  
(弁護士、公認会計士等) 2人
- (4) 事務局長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(規程第15条第1項)

委員に、調査及び審議事項に関係あると認められる者がいる場合は、その者は委員から除く  
(規程第11条)

委員の半数以上が出席し、かつ、第1項第3号の委員1人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。  
(規程第15条第6項)

不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する  
(規程第17条)

報告

学長



報告

進捗状況報告、中間報告

告発から210日以内に報告書

配分機関



調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告  
(規程第17条第10項)

調査が完了しない場合であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出  
(規程第17条第11項)

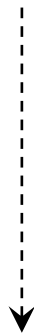
告発等の受付から210日以内に、15条委員会で審議した調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出  
(規程第17条第9項)

# 不服申立

学長

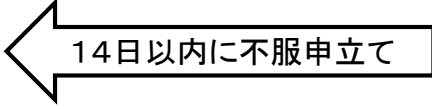


再調査を行うか否かを決定する  
(規程第20条第1項)



再調査を行わない場合

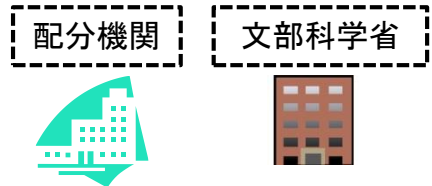
調査の結果に不服がある場合は、通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に不服を申立  
(規程第19条第1項)



不服申立てがあったときは、告発者に通知  
(規程第19条第2項)



< 特定不正行為の場合 >



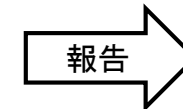
特定不正行為にあつては配分機関及び文部科学省に報告。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様(規程第19条第2項)

被告発者



再調査を行うまでもなく、却下すべきものと決定した場合は、速やかに不服を申立てた者に通知  
(規程第20条第5項)

< 特定不正行為の場合 >



特定不正行為にあつては配分機関及び文部科学省に報告。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様(規程第19条第2項)

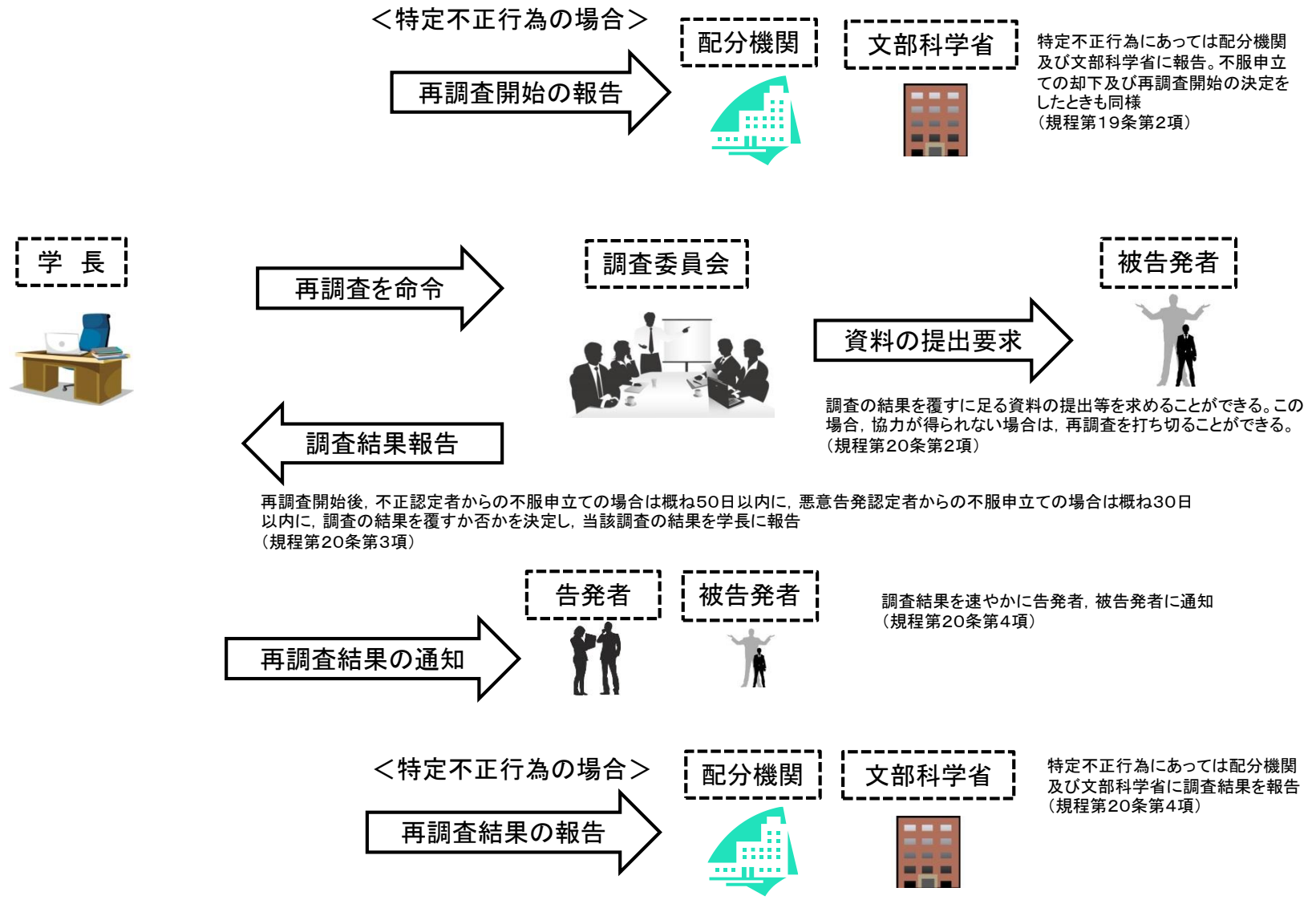
被告発者



告発者



# 再調査



結果の公表、不正認定者の処分